

事務手続きの流れと必要書類

【共】各事業共通、【技】林業技術者育成事業、【団】人材育成団体支援事業、【新】新規林業就業者確保対策事業、【獣】有害鳥獣森林被害対策事業

【共：申請者】希望される事業（受講される研修会、計画される講習会等）の内容がわかる資料を準備の上、まずはご相談ください。



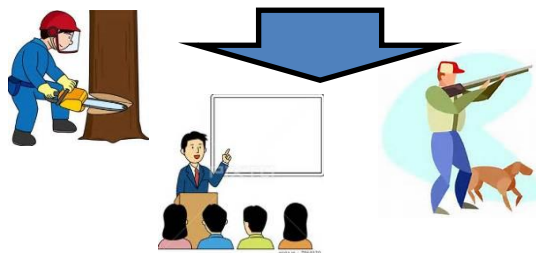
【技・団・新：申請者】
市職員が補助対象と判断した場合は、補助金等交付申請書に必要な書類を添付して提出

【獣：申請者】
第一種銃猟免許取得、銃所持許可取得及び銃購入の全てを完了後、補助金等交付申請書に必要な書類を添付して提出

【郡上市】書類審査をし、「可」であれば、申請者に補助金等交付決定通知書を送付



【技・団・新：申請者】
事業の実施



【共：申請者】事業完了後、実績報告書に必要な書類を添付して提出



【郡上市】適正であれば、申請者に補助金等確定通知書を送付



【共：申請者】補助金の請求



【郡上市】補助金の支払

